

自然環境調査等に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン素案（以下、ガイドラインとする。）で記載している各項目のポイントは以下の通り。

ガイドライン本文の構成及びポイント（詳細は参考資料5参照）

目次構成	ポイント
1.はじめに	●背景と位置づけ、基本的な考え方・作成の意義
2.オープンデータ	▶商用、非商用問わず、誰でも自由に複製、加工、頒布できるデータを指す。 ▶政府方針として行政データは原則オープンデータにすることが求められる。 ▶生物多様性情報は、国際、国内的に既にオープンデータであることが原則となっている。
3.情報の整備 3.1 適切なライセンスの設定	▶ライセンスとは、データの利用者に対して与える利用許諾を定めるものである。 ▶オープンデータは、利用許諾の範囲が広いものとみなせる。 ▶ライセンスを定めない場合、利用許諾の範囲は限定される。 ▶オープンデータ化に際しては、そのまま適用できる公開ライセンスがあるので、これを利用すればよい。

自然環境調査等に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン のポイントについて（続き）

目次構成	ポイント
3.2 データ記述 フォーマットに ついて	<ul style="list-style-type: none">▶ データ記述に共通のフォーマットを利用することでデータの利用率向上や連携が可能となる。▶ Darwin Coreは生物多様性情報を記述する世界的な標準フォーマットである。▶ Darwin Coreの項目全てに情報を入力する必要はなく、必須項目と各調査で必要な項目をあらかじめ検討しておくといよい。
3.3 留意事項 (1) 位置情報	<ul style="list-style-type: none">▶ 生物多様性情報を整備する上で、どこで何が確認・採取されたのかという位置情報（緯度経度など）は重要な要素の一つである。▶ 位置の特定には緯度経度だけでなく、住所、河川名・山名などの自然地名などといった複数の情報も併せて整備することで、重要な情報の追跡が可能となる。▶ 位置情報の精度や調査方法等によって、点（ポイント）や線（ライン）、格子状（メッシュ）、面（ポリゴン）を使い分けることができる。
(2) 希少種情報の扱 い	<ul style="list-style-type: none">▶ 希少種情報の公開は、乱獲/盗掘のリスクを抱える一方、開発に対する抑止力にもなりうる。▶ 希少種情報の扱いは、データ所有者・管理者の考え方や事情に応じて公開に対する判断が異なり、様々な配慮が必要である。▶ 情報の死蔵を回避するため、10Km四方の範囲などに位置精度を粗くして、公開する方法がある。

自然環境調査等に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン のポイントについて（続き）

目次構成	ポイント
3.3 留意事項 (3) 生物名について	<ul style="list-style-type: none">▶ 生物名は、データが何という生物のものかを表す情報で、その基本となるのは種名である。▶ 生物名には、国際的な名称である学名と、国内で流通する和名がある。▶ 生物名は研究の進展等によって変わるので、適切な典拠資料に従って入力することが望ましい。
4. 情報発信	<ul style="list-style-type: none">▶ 生物多様性情報は公開を前提とし、データ整備後は積極的かつ速やかに公開することが重要である。▶ 生物多様性情報の発信には、JBIFやJ-OBIS等外部のネットワークに参画する方法がある。▶ 「いきものログ」を活用することで、利用可能な媒体を持たない者・組織でも生物多様性情報の蓄積、公開をすることができる。▶ 生物多様性情報の公開にあたっては様々な仕組み・技術を活用することで、アクセス性の向上、幅広い主体によるデータの相互利用が促され、そのデータの価値を高めることができる。